

第三次国土利用計画(佐久市計画)に係る意見対応表

①地域別の概要について、ひとつの地域の中にも都市地域、農山村地域が混在しているため、それぞれに対応した記載の検討
1 地域区分 地域区分は、自然的、社会的、経済的や文化的諸条件を考慮し、既存コミュニティのまとまりを形成している旧行政単位を基本に7つの地域に区分し、それぞれの地域の特性を生かした土地利用を推進することで、持続的発展を図ります。 なお、各地域における共通的な取組については、第1章で定めた地域類型別および利用区分別の基本方向に基づき、連携して取組を進めます。
②ハザードに対して地域での具体的な取組の記載の検討
災害の種類によって対応が多岐にわたることから、佐久市国土強靱化地域計画や防災マップ等に記載
③荒廃農地に関して、状況によって森林として整理するなど対応の記載の検討(国土利用計画(骨子案)に記載のある取組)
第3章 第8節 土地利用の転換の適性化 1 農地の利用転換 ・再生困難な荒廃農地は、森林など新たな生産の場としての活用や自然環境の再生も含め、周辺の土地利用と調和した計画的な転換を検討する。
④鳥獣被害に関しての対応の記載の検討(国土利用計画(骨子案)に記載のある取組)
第3章 第4節 3 森林の適正な管理 ・森林の持つ市土保全と安全性の確保に果たす機能の向上を図るため、適切な保育や間伐に加え確実な再造林を伴う主伐、森林経営管理制度を活用した経営管理の行われていない森林の整備、および病害虫・鳥獣害対策を推進する。 第3章 第7節 1 農地 ・生産基盤の維持や農村景観の保全などを図るため、鳥獣被害防止のための防護柵設置や、再生可能な遊休農地の復旧などを推進し、荒廃農地の発生を防止する。
⑤農地に対する積極的な取組が重要である(国土利用計画(骨子案)に記載のある取組)
・担い手への農地集積・集約化の推進 ・先端技術(スマート農業)の導入促進 ・地域コミュニティや多様な主体による営農継続支援 ・関係人口の創出・移住促進とビジネス創造 ・荒廃農地の多角的な再生・計画的転換
⑥森林に対する積極的な取組が重要である(国土利用計画(骨子案)に記載のある取組)
・スマート林業の実現と路網整備 ・森林経営管理制度の活用 ・木材生産の成長産業化と需要拡大(県産材・地域産材の活用) ・バイオマスエネルギー等による地域資源の循環 ・「森林セラピー®」など健康・観光への有効活用
⑦空き家バンクだけでなく空き家対策全体としての取組についての記載の検討
第7節 土地の有効利用の促進 5 住宅地 ・空き家バンクなどによる空き家や低・未利用地の活用を進め、定住人口の創出を図る。 ・老朽危険空き家に対する支援制度などを活用した住民主体による住環境整備や、空き家の適切な管理を促進し、安全で快適な住環境の質の向上を図る。 ・幅広い年齢層から選ばれ続ける、コンパクトで持続可能な魅力ある住宅地の形成に努める。
⑧低・未利用地や空き家、所有者不明土地への対応の記載の検討
第7節 土地の有効利用の促進 9 有効な土地利用への誘導 ・土地所有者が、良好な土地管理と定期借地権制度などを活用した有効な土地利用を図るよう誘導する。 ・相続等を契機として生じる空き家、低・未利用地や所有者不明の発生を抑制し、適切な管理や円滑な土地の売却・利活用へとつなげるため、関係法令の周知や税制上の優遇措置に係る確認書の発行、相続土地国庫帰属制度をはじめとする各種支援制度等に関する分かりやすい情報提供に努める。 ・市民からの相談に迅速に対応できるよう、市内関係団体や空家等管理活用支援法人との相互連携を進め、効果的な相談窓口の充実を図る。